

令和2年（2020年）4月28日

各地区スポーツクラブ21会長 様
西宮市スポーツ推進委員 様

西宮市スポーツ推進課長

5月7日（木）以降のスポーツクラブ21活動について【要請等】

平素より、本市スポーツ行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年4月28日付で西宮市立小・中・義務教育・特別支援学校の臨時休業継続が発表されました。また現時点でも、国の緊急事態宣言が発出中であることから、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、スポーツクラブ21の活動について下記のとおりとします。

会長様をはじめ、関係各位におかれましては、長期間の活動中止となり大変なご苦労をおかけしておりますが、クラブ内での周知徹底をお願いするとともに、引き続きましてご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 要請事項

- (1) 内 容 **スポーツクラブ21としての活動をすべて休止すること。**
※クラブハウス（地域交流室）での会議・打合せ等については、**学校長の了解**を得たときに限り、人数・時間等**必要最小限**の範囲内、かつ消毒や換気などを**徹底**した上で、使用を可とします。ただし、立ち入りが禁止されるなど学校の使用制限がなされた場合は、この限りではありません。
- (2) 期 間 要請期間として、令和2年4月8日（水）から5月6日（水）までとじていましたが、**5月31日（日）まで**期間を**延長**します。

2 情報提供

- (1) 市立運動施設の状況
屋内施設については、3月4日（水）から5月10日（日）までを臨時休館期間としていましたが、**5月31日（日）まで**期間を**延長**します。
屋外施設については、4月9日（木）から5月6日（水）までを臨時休館期間としていましたが、同じく**5月31日（日）まで**期間を**延長**します。
- (2) 市主催事業
市が**主催**する大会・イベント等について、これまで2月26日（水）から5月10日（日）までを中止又は延期期間としていましたが、**5月31日（日）まで**期間を**延長**します。
これに伴い、「少年少女バレーボール高学年のつどい」等をやむなく中止とします。

3 留意事項

- (1) 6月1日（月）以降の活動については、後日連絡します。また、休止期間中であっても学校再開状況・国の動向等により、改めて連絡する場合がありますのでご留意ください。
- (2) 活動再開後も、当面の間は、身体的接触がない練習の導入など活動内容を工夫・精選したり、飲食やバス移動などいわゆる「3密」（換気の悪い密閉空間・多人数の密集・近距離での会話や発声）を徹底的に避けるなど感染予防対策の確実な実行が必要となってきます。活動再開後に備えて、現時点から各クラブで検討を行うようお願いいたします。

以 上

【お問い合わせ先】 スポーツ推進課 TEL (0798) 35-3567
Email : k_shatai@nishi.or.jp